

東京都子育て支援住宅認定制度等意見交換会設置要綱

令和 3 年 7 月 9 日
3 住住民第 274 号

(設置目的)

第1条 「子育てに配慮した住宅のガイドライン」、「東京都子育て支援住宅認定制度」等について、社会状況の変化等に的確に対応することなどを目的として見直しを行うこととし、見直しに当たり、学識経験者等との意見交換を通じて検討を進めるため、東京都子育て支援住宅認定制度等意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(委員等)

第2条 意見交換会は、子育て世帯向けの住宅政策及び子育て施策の専門家並びに実務に詳しい（1）に掲げる住宅政策本部長が委嘱する 4 名と（2）に掲げる者の合計 5 名（以下「委員」という。）をもって構成する。

- （1）学識経験者等 4 名
- （2）住宅政策本部民間住宅施策推進担当部長
- 2 意見交換会に座長を置く。
- 3 座長は、意見交換会の進行を担うものとする。
- 4 座長は、委員の互選により定める。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 意見交換会は、第1回は住宅政策本部長が招集し、第2回以降は座長が招集する。

- 2 意見交換会の庶務は、住宅政策本部住宅企画部民間住宅課（以下「事務局」という。）において処理する。
- 3 事務局は、意見交換会の開催が困難と認められる場合において、委員全員の承諾が得られるときは、事務局が各委員へ個別に説明を行い、委員の意見を聴取することにより、意見交換会の開催に代えることができる。
- 4 意見交換会は、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第4条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を意見交換会に参加させることができる。

(守秘義務)

第5条 意見交換会に出席した者は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員等においては、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関する事項その他必要な事項は、意見交換会が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。